

自転車の違反に青切符導入

4月1日(水)から、自転車などに対する交通反則通告制度が適用され、以下のような違反行為を行うと反則金が課される場合があります。自転車を運転する際には交通ルールを守り、事故の原因になるようなことは絶対にやめましょう。

反則金の対象となる違反の一例



携帯電話の使用等(保持)

反則金 12,000円



イヤホンの使用



一時不停止

反則金 5,000円



信号無視(赤色等)



車道の右側通行

反則金 6,000円

「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外であるため、これまでどおり赤切符を受け、刑事手続きの対象となります。

一定の危険な行為「自転車危険行為」を3年以内に2回以上繰り返すと「自転車運転講習」の受講を命じられます。

その他の反則金の対象となる違反と、反則金の額については、埼玉県警察のホームページをご覧ください。



問合せ 狭山警察署交通課へ ☎2953-0110

3月28日(土)と4月5日(日) 市役所の窓口を開設します

転出や転入の手続きなどを行っています。平日の来庁が困難な方は、この機会をご利用ください。3月の第4日曜日の窓口開設はありません。なお、関係機関に問い合わせが必要な場合は、当日中に手続きが完了しないことがあります。

開設時間

- ▶ 市民課・子ども支援課・学務課 / 3月28日(土)、9時~16時30分、4月5日(日)、9時~12時
- ▶ 保険年金課・市民税課・収税課 / 3月28日(土)、9時~12時 ※4月5日(日)は開設しません

コンビニで一部の証明書が取得できます

ご利用にはマイナンバーカード(電子証明書有効)が必要です。休日や早朝・夜間(6時30分~23時)にもご利用いただけます。窓口で取得する場合300円の手数料がコンビニで取得する場合150円になります。

証明書の種類 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書、納税証明書

問合せ 市民課へ ☎2937-5854



窓口名	主な手続きなど	問合せ番号
市民課	住所異動や印鑑登録などの受け付け、各種証明書の交付(固定資産税を除く)	2937-5854
子ども支援課	児童手当、子ども医療費助成などの手続き	2941-3069
学務課	転入学などの手続き	2968-6034
保険年金課	国民健康保険、国民年金の手続き、後期高齢者医療の相談	2941-5174
市民税課	原付バイクなどの登録・廃車・名義変更の手続き(市民税・県民税の申告は受け付けできません)	2937-5073
収税課	納税、納税相談(事前の予約が必要)、納付書の再発行	2937-5549

※休日開庁日は代表番号(☎2953-1111)へご連絡ください